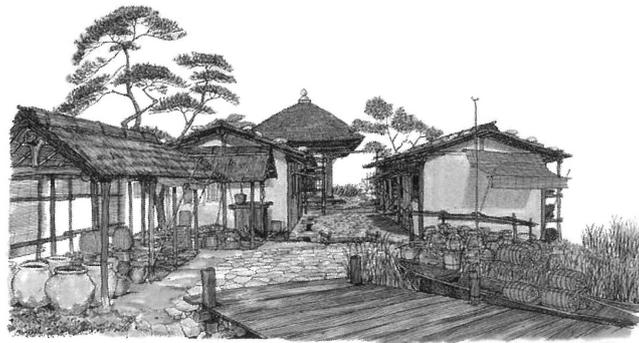


広島県立歴史博物館

研究紀要

第24号



今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙	石川良枝	1
闘茶について—闘茶札と文献資料から探るその具体像—	石橋健太郎	24
資料紹介—塩竈神社奉納額について—	伊藤大輔	51
「菅茶山」の姓名・号について—茶山・晋師・太中—	岡野将士	59
吉川興経の引退と毛利元春の家督相続	木村信幸	67
研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について～「松前えそ図」と 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～	久下実	85
「山陽先生詩稿」訳注(一)	花本哲志	99
広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡—翻刻と解題— 湯谷祐三 廣森美枝子		121
<hr/>		
福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址出土遺物について	尾崎光伸	(1)

BULLETIN
Of
the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY

Vol.24

2021

Artifacts Excavated from the Ruins of the Abandoned Wako-ji Temple Pagoda in
Tsunogo-cho, Fukuyama City OZAKI Mitsunobu (1)

Mapping papers used in formal correspondence, traced from Onchūrōkaku-hikae	ISHIKAWA Yoshie	1
“Toucha” —Search of the concrete image to begin with a tea competition cards—	ISHIBASHI Kentarou	24
About “SIOGAMA shrine exvoto”	ITOU Daisuke	51
About the name of “KAN Chazan” and pen name—Chazan Tokinori and Tachu—	OKONO Masashi	59
About the inheritance of Kikkawa family by “MOURI Motoharu” and the retirement of “KIKKAWA Okitsune”	KIMURA Nobuyuki	67
Two maps of HOKKAIDO spread to local area in Japan in early BUNKA-period (approximately 1804–1808)	KUGE Minoru	85
Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part1	HANAMOTO Satoshi	99
The letters of Priest Unge in the collection of the Hiroshima Prefectural Museum of History	YUTANI Yuuzou, HIROMORI Mieko	121

広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡 — 翻刻と解題 —

湯谷 祐三
廣森 美枝子

【解題】

雲華上人(一七七三〜一八五〇)は、江戸後期、頼山陽・田能村竹田らと雅交を繰り広げたことで知られる東本願寺の学僧である。筆者は雲華研究の一環として、中津市の雲華書簡などを翻刻紹介したことを皮切りに、道具屋の神戸氏や篆刻家田辺玄々などに宛てた雲華書簡五十通(往簡三十二通、来簡八通)や、雲華の雅友で山陽の主治医でもあった小石元瑞に宛てた書簡計二十六通などを翻刻紹介してきた¹⁾。そしてこのたび、広島県立歴史博物館が所蔵する雲華書簡全九通の閲覧が許可されたため、その翻刻と解題を行いたいと思う。

その内訳は、「儒家・文人尺牘卷」として成巻された資料の冒頭から計七通の雲華書簡と、これとは別に一紙物で存在する菅茶山宛の二通の雲華書簡(重要文化財菅茶山関係資料書状類40³・40⁴)の合計九通である。便宜上、これらに【広1】〜【広9】までの通番号を振った。

宛先でまとめると、【広1】〜【広6】までが隆藏宛、【広7】が村瀬藤城宛、【広8】・【広9】が菅茶山宛の、すべて雲華発信書簡である。

まず、【広1】〜【広7】を納める「儒家・文人尺牘卷」は、その冒頭に村瀬太乙による「甲寅後七月」、すなわち安政元年(一八五四)閏

七月に書かれた序文が置かれている。村瀬太乙は、頼山陽の京都開塾以来の古い知己である村瀬藤城の伯母の孫にあたる人物で、山陽に師事して、晩年は犬山藩儒をつとめた。今日ではユーモラスな絵画作品が注目されている。その序文は、この「儒家・文人尺牘卷」の成り立ちを直接物語るものであるから、その全訳を次に示す。原文は翻刻を参照されたい。

隆藏師はわたしと同じく美濃の人である。師の郷里(関)とわたしの郷里(上有知)は隣り合っている。往時、わたし達は同時期に京都へ出て、隆藏師は雲華院大含上人に、わたしは頼山陽翁に、それぞれ師事した。時には、酒を入れた瓢箪や、茶籠を携えて、雲華・山陽の二翁につき従って遊山した。今、二翁は既にどちらも逝去された。隆藏師は、雲華・山陽の二翁とその他の手紙をまとめて一卷となし、わたしに序文を請うた。けだし、二翁が家兄士錦(村瀬藤城)に宛てた手紙には、わたしのことに言及した部分もある。今読んでみると、まるで昨日のことのように思われる。指おり数えれば、一つは十年以前、一つは二十年以前である。そして、家兄もまた昨年(嘉永六年、一八五三)の秋に亡くな

った。ああ、わたし達だつてどうして老いないことがあるう。隆蔵師よ、人生は夢かまことか、どう思われるか？。わたしはこの夢が長く覚めないことを願う。往時を追憶して一文を巻頭に記すが、ただこれは夢中のうわごとのようなものだ。隆公師よ、お笑いおきください。甲寅（安政元年、一八五四）後七月、太乙老人併書。

つまり、村瀬太乙と同国である隆蔵師は、太乙が頼山陽の門下にしたのと同時に、雲華上人に従学して在京しており、おりおりには山陽・雲華の遊山に酒茶を持って随行していたが、両先生も亡くなり、太乙の縁者で山陽古参の門人でもある村瀬藤城も亡くなった翌年の安政元年（一八五四）に、隆蔵師は手許にある先師たちの書簡を一巻に表装して、その序文を太乙に求めたのである。これで、「儒家・文人尺牘卷」中の雲華書簡計七通の内、六通までが隆蔵宛のものであることの説明がつく（残る一通は村瀬藤城宛）。

それではこの隆蔵師とは如何なる人師であろうか。【広5】【広6】などによると、雲華の北陸行にも随従しており、雲華の差添（侍者）を勤めていたことがわかる。【広1】の末尾に「関正慶寺」とあり、岐阜県関市前町には「照慶寺」（真宗大谷派）があることから、平成三十年二月二日に同寺を訪問した。幼稚園が併設されており、園児の元気な声が響く中、住職鈴木専英師にお話をうかがうと、その墓域にある隆蔵師の墓碑に案内された。その碑文は村瀬太乙の筆で、「緑天院権律師隆蔵、安政六己未三月十二日逝矣 明治十三庚辰十月建之 法外友人太乙七十八翁誌」と彫られている。これによれば、隆蔵師は書簡集を



写真1 太乙筆隆蔵墓石（関市照慶寺）

装巻してから五年後の安政六年（一八五九）に示寂しており（年齢は未詳）、それから二十一年後の明治十三年（一八八〇）に、当時七十八歳の村瀬太乙により、この墓碑が建立されたのである（太乙は翌年逝去）。この太乙自筆の隆蔵の墓碑銘は、従来の太乙の研究書等には紹介されていないようなので、ここに掲げておく（写真参照）。

それでは以下順に雲華書簡全九通の内容を一つずつ概観し、各書簡の作成年次を考証していく。その過程で使用する資料として、雲華の漢詩草稿である「雲華草」を中心に活字翻刻した赤松文二郎氏編『雲華上人遺稿』（昭和八年、後凋閣）は『遺稿』、現在最も詳細な雲華の

年譜である拙編『雲華上人年譜稿』(『寺社と民衆』一〇、二〇一四年三月)は『年譜稿』とそれぞれ略称する。

【広1】は、文中「御殿講」で「易行品」を勤めたとあるから、これを『年譜稿』で確認すると、天保十年(一八三九)雲華六十七歳の作成と考えられる。「易行品」とは、龍樹造・鳩摩羅什訳『十住毘婆沙論』巻第五所収「易行品」第九のことで、その内容は、仏教を難行路と易行道の二種に分け、憶念称名を易行の法とし、特に阿弥陀仏の本願や往生の利益が示されている。

雲華は既に天保元年(一八三〇)春、九州の四日市御坊で「易行品」を講じ、『易行品真宗義』二巻も撰述している。また、天保三年(一八三二)夏には、佐伯の善教寺でも「易行品」を講じるなど、その講釈を得意としたようで、それが天保十年の御殿講につながっているのだろう。この講義は九月二日から十月七日までおよそ一ヶ月にわたって開講された。

本書簡には、それぞれ「題竹山詩巻」・「題蘭」と題された二つの五絶詩が記されている。前者は、天保十年の「雲華草」に「題竹山老人詩巻」として所収されている(『遺稿』二三三頁上)。その転句「声容猶在座」(「雲華草」では「言容如在座」)からすれば、「竹山老人」は既に亡くなって久しいが、その詩を読めば老人の声が髣髴するという。

雲華がかつて出会った可能性のある「竹山」と号する詩人は、中井竹山(名は積善、字は子慶)が考えられる。弟の履軒と共に五井蘭洲に朱子学を学び、懷徳書院院長となった。また、片山北海を盟主とし

て大坂で結成され、頼山陽の父春水が参加していたことでも知られる漢詩結社、混沌社にも関係しており、寛政十二年(一八〇〇)九月五日に二十一歳の山陽が京都へ出奔したおりには、十月一日に母梅颯に手紙を送っている。ただし、竹山は雲華三十二歳の文化元年(一八〇四)二月二日に七十五歳で逝去しており、これ以前の雲華と竹山との直接の接点は確認できていない。ここでは若き日の雲華がどこかで竹山の警咳に接していたと考えておく。次の「題蘭」と題する五絶詩は、天保十年も含めて『遺稿』不掲載の作品で、逸詩として貴重である。

隆蔵が居住する関に關係した内容として、「先年鉄屋松兵衛」からもらったという「懐中小刀」や「御小刀」をまた送って欲しいと記しているのは興味深い。現在も「刃物の町」として著名な関ならではの産物である。この「鉄屋松兵衛」については、【広4】にも出ている。

末尾に「托商嶺」とあるから、本書簡は「商嶺」なる人物に託して送達されたようであるが、この人物については、東本願寺高倉学寮の内部資料である『上首寮日記』の天保十年九月二十八日条に「美濃商嶺公帰国二付、絵付御納戸江願之」とある「商嶺」と同一人物と考えられる⁽²⁾。これは天保十年という本書簡の年次推定を更に補強する根拠ともなる。

【広2】は、「老拙事も正三より考妣遠忌二付、帰国候」とあること、日付が「後十一月六日」とあり、閏十一月を持つ年であることなどから、天保三年(一八三二)の書簡と断定できる。文中「画欲無余白…」の五絶詩が、天保三年の「雲華草」に掲載されていることも傍証とな

る(『遺稿』一七六頁上)。この年は九月に頼山陽が逝去しており、一方、正月から九州へ下向していた雲華は春から秋にかけて、岡や戸次、そして自坊正行寺のある中津で田能村竹田と過ごし、山陽逝去の報も竹田と共に接している。

書簡冒頭には、「二月十二日之書状」を唯今(後十一月六日)披見したとある。この年雲華は正月三日に朝夕二度も山陽と面談して両者苦笑している。結果的にはこれが永訣になるとは知る由もなく、雲華は翌四日に帰郷の途についた。その理由については、「考妣遠忌二付、帰国候」とあるように、四月七日から同月十四日までの一週間にわたり、故郷豊後岡の生家満徳寺にて、天明四年(一七八四)に示寂した実父円寧師の五十回忌法要を執行し、合わせて実兄円黙師の六十賀を祝うことがあった。

加えて、「考妣」は亡父と亡母の両者を意味するから、雲華の実母の遠忌も兼ねていたようだ。雲華は文政元年(一八一八)の「戊寅除夜」七絶詩の中で「哭妻喪母事参差」と詠んでおり(『遺稿』一一四頁下)、筆者は他の資料も勘案して、この「喪母」こそ、満徳寺故円寧師室である雲華の実母と考えている(雲華は自身がその継嗣となった正行寺頼恵鳳嶺師に嫁いだ実姉を「養母」と称している)。天保三年(一八三二)はその十五回忌ということになる。

ところでこの書簡には一つ不可解な点がある。文中「越年とも存候処、帰京候様ニ申参、無抛、先月御忌前ニ帰京申候」と記しており、これによれば、雲華は九州で越年するつもりであったが、帰京するようにとの連絡があったため、よんどころなく「先月御忌前」つまり宗

祖親鸞の忌日である十一月二十八日以前に帰京したという。

確かにこの年雲華は十一月十三日に帰京しており書面と矛盾しないが、急な帰京の理由は他でもない、去る九月二十三日に頼山陽が逝去したという知らせを、十月二十二日に中津で知ったからであった。即座に上洛の途に付いた雲華は、八日後の十一月朔日には広島に頼山陽実母梅鷹を訪ね、二十日後の十一月十三日には着京すぐに頼家を弔問している⁽³⁾。

雲華が本書簡を草したのは閏十一月六日であるから、山陽の逝去から既に二ヶ月以上が経過しており、隆蔵の居住する美濃地方にも、当然その報が達しておかしくない。しかし雲華がここで全くそのことに言及しないのは何故か。【広4】には「御作御見せ被下、一面白事二候」などとあり、隆蔵も漢詩を詠む人物であることがわかる。たとえ彼自身は山陽と直接の面識がなかったとしても、雲華が刎頸の交わりというべき畏友の逝去に一言も触れず、急な上洛の本当の理由について一切黙っているというのはいささか奇異に感じられない。

【広3】の年代については、書簡中の次の五律詩が手がかりとなる。

尋梅何処去 散步避蹄輪
嶺雪猶殘臘 林芳僅首春
烹茶溪有水 置酒地無塵
醉後歸城路 慇懃問野人

この詩は『遺稿』未収録であるが、『遺稿』は残念ながらいくつかの年次が欠落している。しかし、それらの年次の雲華の漢詩草稿「雲華草」が当初から無かったわけではなく、『遺稿』刊行時点で紛失していたと筆者は推定している。

よって、今後そうした『遺稿』未収録の「雲華草」の出現が期待されるが、現時点で『遺稿』の欠落を補う資料として、龍谷大学図書館蔵の『半雲隨筆』に所収される「雲華起草」が挙げられる⁽⁴⁾。その中の「雲華起草八」に「正月同竹田小石両兄遊西郊」と題する五律詩が収録されており、その詩句は前述の五律詩と一致することから、この五律詩が或年の正月に田能村竹田・小石元瑞らと西郊に遊んだ時のものであることがわかる。このことは「早春二竹田・小石と探梅之時之作」という書簡の文章とも合致する。

さらに、「雲華起草八」のこの五律詩の後には「和山陽老兄遊月瀬六絶韻」詩が見られることから、これらの漢詩は山陽が生前只一度月ヶ瀬に探梅した年、すなわち天保二年(二八三二)の作品と推定できる。天保二年の「雲華草」は『遺稿』に欠落しており、「雲華起草八」のこれらの詩は従来未見の逸詩として貴重である。如上の検討により、本書簡の年次は天保二年と考えられる。

ちなみに山陽は、この年の月ヶ瀬行に並々ならぬ意欲を示し、雲華を始め竹田や篠崎小竹らにも事前に勧誘していたが、何故か都合の悪い者が多く、雲華や竹田・小竹など山陽莫逆の知己が軒並み欠席している。山陽は翌天保三年九月に逝去するため、ついに山陽との月ヶ瀬探梅の機会を失った雲華は、天保四年春に同地を訪れ亡友を追憶する

のであった。書簡の内容としては、昨秋旅中で世話になったことや村瀬藤城からも手紙を得たこと、隆蔵の弟が雲華に入門したこと、干し柿への謝礼なども記されている。

【広3】と【広4】の間には、紙幅を異にする紙片がはさまれており、かつて雲華が漢詩の添削を受けた博多の儒者亀井南冥を追慕する五絶詩二首が記されている。その詩句に「豪談猶在耳、二十四年前」とあり、二十四年前の南冥の「豪談」がいまだに耳に残っているという。雲華と亀井南冥との初見は享和元年(一八〇一)で、それ以後の交流は漢詩稿の添削のやりとりであったと考えられるから(『年譜稿』、初見時から二十四年後とすると文政八年(一八二五)、あるいはその前年の製作と考えられるが、『遺稿』にこれらの五絶詩は見られず、やはり逸詩であろう)。

【広4】は、文中「九月御立柱ニハ御上京とも存し居候」とあることが年次推定の根拠になりそうであるが、雲華の伝記中これに相当する記事をいまだ見いだしていない。それとは別に、「鉄匠松兵衛氏より被懸心頭鉢御送恵」云々とある「鉄匠松兵衛」が、【広1】に出てきた「鉄屋松兵衛」と同一人物であろうことに注目して、本書簡は【広1】に続くものではないかと考え、しばらく【広1】と同一年次、すなわち天保十年(一八三九)のものと考えておく。この「松兵衛」は「業余風流被楽候よし」という人物であるから、刃物製作の傍ら、何らかの「風流」を楽しんでいたようである。その他「岐州之名産小鮮一箱」

への謝辞もある。「小鮮」とは小魚の佃煮などであろうか。美濃の土産としては、【広2】に出る「乾柿」（干し柿）やこの「小鮮」が一般的であったようだ。

【広5】【広6】の二通（どちらも六月九日付）は、雲華の「越後行」（北国巡教）に言及することから、天保四年（一八三三）六月九日のものと断定できる。この巡教は天保四年秋から翌年三月までのおよそ七ヶ月に及ぶ長期の旅行で、その行程は越前・越後の親鸞や蓮如の旧跡を巡拝し、諸所で法話をおこない、信濃善光寺に参詣して中山道より帰洛するというものであった（『年譜稿』）。雲華にとっては、前年に畏友頼山陽を失っており、その一周忌（九月二十三日）を目前にしての出発であった。しかも、巡教の途次の越後で迎えた歳末、自坊正行寺の継嗣に据えていた大有広慶師が十月既に急逝していたという、思いもよらない悲報に接する。しかし、公用の途中で法務を離れることも出来ず、悲しくもどかしい思いで、住持を失った寺をよくよく守るようにと自坊に手紙を草している⁽⁵⁾。

この二通の書簡からは、北国巡教の出発直前の雲華の様子が判明する。隆蔵自身が巡教への同行に同意していたというのは初めて知る事柄である。そして当初は高山経由となっていたが、これは取りやめとなり、京都から北国まわりで越後へ出るという行程に変更された。【広5】によれば出発の日取りは、「七月十日前後」「多クハ十一二日頃」と述べているが、同日に続けて発せられた【広6】によると、法話の予定地（越後三条御坊か）の「差支」により、出発は遅れて「八月朔

日二日頃」と改められた。

雲華が両書簡で繰り返し確認しているのは、美濃から出発する隆蔵が、雲華の出発日までに必ず上洛しているようにという点である。道程としては、琵琶湖の東岸を通る北国街道を利用するなら、美濃から来る隆蔵とは、中山道と北陸街道が交わる「鳥井本」あたりで合流すればいいようなものだが【広5】、あえて雲華は隆蔵の上洛を念押ししている。その理由としては、「荷物など入組ニ而不便宜」（荷物が複雑で都合が悪い）ことを挙げている。荷物についてはさらに、「荷物ハ専ら省略被成候」（広5）といい、「拙か荷とも二本馬一疋二候」（広5）・「手前荷物共々本馬一疋二候」（広6）と、雲華・隆蔵兩人の荷物を合わせて「本馬」（一定の賃金で利用できる宿場の駄馬）一疋におさめることを繰り返し強調し、荷物は「手軽可被成候」と最小限にするよう指示している。

なお、【広6】では出発の日取りについて「八月朔日二日頃」と述べているが、遅延の理由は不明なるも、実際の出発は更に遅れて九月四日の出発であったことが、小石元瑞宛雲華書簡により判明している⁽⁶⁾。このことは、翌年三月の帰京の日に雲華が詠んだ五絶詩に「去年重九前、黄菊別京去、今日又帰来、紅桃媚随处」（『遺稿』一九二頁下）とあり、重陽の前に出発したと詠んでいることと符合する。

【広7】の宛所はこれまでの書簡と異なり、隆蔵ではなく村瀬藤城である。村瀬藤城は、名は斐、字は士錦、通称平次郎、藤城・庸斎・嘉溪徳と号した。上有地（現美濃市）の庄屋の出身で、頼山陽に師事

した人物である。その弟の秋水は南画をよくし、山陽や雲華とも面識があった⁽⁷⁾。

本書簡の発信年次は、雲華が名古屋へ行った後で大垣に滞在していることを根拠として、天保十四年(一八四三)八月二十七日と考えられる。この年、七十一歳の雲華は七月二十二日に尾張に下向し、同月二十七日には名古屋御坊で『三経往生文類』を開講、その後、大垣市新町に所在する東本願寺の大坊である等覚坊で講話して九月一日に帰洛している(『年譜稿』)。

文面によれば、名古屋滞在中の雲華に隆蔵を通して「賀詩」が贈られた。それには、「令弟画上ニ御題」したものがあつたという。この「令弟」とは藤城の弟の秋水であろう。秋水は庄屋としての職務に多忙な兄に代わり家業に従事していたが、本来は文人画家を志していた。

また、当時五十三歳の藤城より「頼家未亡人へ御送之品」を託されたよう、遺族が「一家無事」であることを述べ、帰京後直接届けることを約している。更に、名古屋では当時四十一歳の村瀬太乙と「兩三回」会談したことを記す。近年、その飄逸な画風と特徴的な書体で評価が高まっている太乙は、藤城の父方の伯母の孫にあたる人物で、文政八年から山陽逝去の天保三年までその門下にあつて在京していたから、雲華とも当然面識があつた。師の逝去後は帰郷し、天保八年(一八三七)には名古屋の長者町に開塾していた⁽⁸⁾。二人は来月の「山陽忌月」の催式について話し合ったようで、山陽逝去後十一年を経ても、ゆかりの人士がその忌辰に集つていたことがわかる。その他、「洲渚」(涅槃のことであるという)なる珍しい仏教用語を用いた、『遺稿』未

収録の七絶詩を記すなど、内容豊かな書簡である。以上が成巻された『文人書簡集』の冒頭からの雲華書簡全七通である。

次に【広8】と【広9】は、どちらも菅茶山に宛てた雲華の書簡である。まず、【広8】には計五首の七絶詩を含み、これらは次に一覧するごとく文政八年・同九年の「雲華草」に含まれるもので、加えて書面中に「先日ハ米庵上京申候」と、市河米庵の上洛を報じていることから、【広8】は文政九年(一八二六)の書簡と断定できる。ちなみに、雲華は文政七年の七夕に米庵と隅田川で船遊びを共にしており面識があつた(佐藤一斎・小田百谷らも同船)。それでは文中の七絶詩五首と『遺稿』掲載頁の対応関係を一覧しておく。なお、書簡中の漢詩句と『遺稿』中のそれとでは一部異なる箇所もある。

- 「一盆磁斗托精神……」七絶—文政九年(『遺稿』一六一頁下)
- 「観荷古寺正清晨……」七絶—文政八年(『遺稿』一五四頁下)
- 「僧房借笠両驢足……」七絶—文政八年(『遺稿』一五四頁下)
- 「山河相宅竟賓天……」七絶—文政九年(『遺稿』一六二頁上)
- 「普天無地定行宮……」七絶—文政八年(『遺稿』一五九頁下)

このように雲華は前年と当年の自作の漢詩を抄出して、「御雌黄可被下候」と茶山に批正を依頼している。ところで文中「肉食僧之称ハいよいよ妙といふ事に候」とある「肉食僧」とは何か。これは茶山が雲華につけた一種の「あだ名」なのである。そもそも雲華と茶山との交

際は、文化元年（一八〇四）四月に雲華が神辺に茶山を訪ねたが不在で会えず、文化十年（一八一三）には茶山から雲華に五絶詩が贈られたよう、雲華はそれに次韻して十二首もの五絶詩を詠み茶山の詩境を絶賛しているが、これは詩のやりとりであって、直接面会したわけではない。

雲華と茶山の実際の面会が文政元年（一八一八）に実現したことは、吉野の花を楽しんで旅していた茶山の『大和行日記』に見える。この年、富士登山に出発するために上洛していた雲華は、四月四日に阿部良山が円山の左阿弥陀で開いた大規模な雅宴で図らずも茶山と邂逅した。文化元年に面会を希望してより十四年後のことである。その後、同月十二日には発掘品の古鏡や養老年間の古木の印を茶山に示すなど古玩癖を発揮し、その翌日十三日には茶山より富士登山壮行の七絶詩をもらっている。雲華は同月十六日にも茶山に菓子を贈っているが、それ以降、雲華に関する記述は無くなるため、ほどなく東行に出たと思しい⁽⁹⁾。

二人の実見はこの時がはじめてと思われるが、会見を喜ぶ雲華の詩がないのはやや不審である。例によって「雲華草」は文化八年・同十三年の分を欠いており、これらの年にどこかで面談していた可能性がないでもないが、茶山側の資料にもそのような事柄は見当たらないため、しばらく両者の実見は文政元年のこととしておく。

その後の両者の関係は、文政五年（一八二二）七月十二日に雲華が茶山を神辺に尋ねている。雲華が贈った七絶詩には「屈指五年塵土夢」とあるから（『遺稿』一三三頁上）、両者の面会は文政元年以来である

う。茶山も雲華に次韻・重韻して七絶詩二首を残している。雲華は二日ほど廉塾に滞在したようで、「夜指語言幽味長 耳冷心醉臥高堂：」などと詠んでおり（『遺稿』一三四頁上）、深更まで茶山と文事を談じて尽きることがなかった。

更にこの時、雲華は茶山から「鴻雪」の号をもらい、大小取り合わせて数枚を書いて贈られ、感激している（「茶翁書鴻雪二字数張見惠云、大小取舍、適其用、感佩曷已、賦此謝呈」五絶詩）。「鴻雪」とは「雪泥鴻爪」ともいい、蘇東坡の詩に由来する言葉で、雪についた鳥の爪あとが消えて無くなるように、人の足跡も消えやすいことを意味する。諸国を巡教してまわった雲華はこの号が気に入ったようで、京都の自分の居室を「鴻雪処」と名付け、頼山陽にその「記」を書いてもらった⁽¹⁰⁾。

雲華と茶山最後の接点となったのは、【広5】書簡中に出る「肉食僧」印の一件である。この件については、書簡が書かれる前年の文政八年（一八二五）の、雲華と篠崎小竹の古詩のやりとりから、事の次第をうかがうことができる。小竹は「大舍上人食肉歌」の割注で、「茶山翁嘗嘲上人、為肉食僧、上人刻三字印自佩」と述べている（『小竹齋詩抄』巻二）。つまり、肉食する雲華を菅茶山が揶揄して「肉食僧」と称したところ、雲華はその三字を印に刻んで携帯していたのである。雲華が属する浄土真宗（親鸞門流）は肉食妻帯を嫌わずという宗風ではあるが、江戸時代の一般的意識としては、他の仏教諸宗派と較べて特異な印象を与えていたことは否定できない。

山陽との長年のやりとりからもわかるように、茶山は親しい人間にはかなり辛辣なことでも思ったことをそのまま口に出す傾向があり、

「肉食僧」もそうした発言の一つであろう。それを否定することなく、むしろよしとして印に刻んだのは雲華の面目躍如である。ただ、実際にそれを落款に使用したような書画は管見に入っていない。ちなみに小竹は「上人嗜蛤」と記しており、雲華は蛤が好物であったようだ。また、この件について直接言及した茶山側の資料は関知しないので、文政八年・九年頃に雲華と茶山が直接面談したということはないだろう。よって、両者の面談は文政五年が最後と考えられる。その他、本書簡には山陽や米庵の名も見えており、茶山最晩年の雲華との交流の実際がわかる貴重な資料である。

【広9】は文中「楓橋琴と申古琴」に言及していることが手がかりとなる。雲華は文化六年(一八〇九)の六月から八月の約三ヶ月にわたり、生涯只一度の長崎滞在をしたが、その際、旧知の日藏師(日田長福寺の法幢)より、楓橋隱者旧蔵で丁卯(文化四年)に舶載されたという古琴を贈られ、「古琴歌」まで詠んで感動を表現した。これがすなわち「楓橋琴」である。書簡中で雲華はこの琴について、「何分一首御寄題被下候様ニ奉希候」と、茶山に題詩を願っていることから、本書簡の作成年次は文化六年と考えられる。

他に、「先年御訪申候節者、御東行御留守にて不接高説」とあるのは、【広8】の項で既述のように、文化元年(一八〇四)四月に雲華が茶山を神辺に訪ねたおりには、茶山不在で面会できなかったことを指すのだろう。また、「久太郎殿より御書状被下…」と、茶山が雲華への書簡を頼山陽に言付けたことを述べるが、雲華と山陽との初見は本書簡

の前年文化五年(一八〇八)四月のことで、山陽はまさに本書簡が書かれた文化六年の年末に茶山の廉塾を手伝うべく神辺に到着したのである。その他、雲華は茶山に「御評語」を求めるとして、本書簡に「野詩二首」や「野稿」を添付したようだが、現在それらは見当たらないようだ。

以上、広島県立歴史博物館に所蔵される雲華上人の書簡を概観し、それぞれの作成年次を考察した。一通一通の文面を讀んでみると、これまでで紹介した雲華書簡と同様、いずれも雲華やその周辺の動向について貴重な情報をもたらすものであった。今後も雲華書簡の探索と分析につとめていきたいと思う。

最後になりましたが、所蔵資料の翻刻を御快諾いただきました広島県立歴史博物館と、資料の閲覧にあたり御高配いただきました同館主任学芸員岡野将士氏、頼山陽史跡資料館の主任学芸員花本哲志氏に厚く御礼申し上げます。

表1 広島県立歴史博物館所蔵雲華発信書簡一覧表

番号	書き出し	月日	宛先	署名	推定年次
【広1】	冷氣増候処、	九月尽	隆蔵様	雲華院	天保十年（一八三九）
【広2】	二月十二日之	後十一月六日	隆蔵様	雲華院	天保三年（一八三二）
【広3】	薰披、春寒漸 弔亀南冥翁墓	二月十二日	隆蔵芳衲	大舎	天保二年（一八三一）
詩稿片		なし	なし	なし	文政八年（一八二五）？
【広4】	廿三夜御認出	十月小春日	隆蔵様	大舎	天保十年（一八三九）？
【広5】	五月廿一日之	六月九日	隆蔵様	雲華院	天保四年（一八三三）
【広6】	今朝一書指出	六月九日	隆蔵様	雲華院	天保四年（一八三三）
【広7】	久々御無音申	八月 廿七日	藤城詩兄	大舎	文政九年（一八二六）
【広8】	去年浪花より	五月十四日	菅先生	大舎	文政九年（一八二六）
【広9】	啓上、寒之候、	十二月十七日	茶山老先生	大舎	文化六年（一八〇九）

【凡例】

- 一、ここに翻刻する資料は、広島県立歴史資料館所蔵の雲華発信書簡全九通である。
- 一、各書簡に、【広1】から【広9】までの通番号を付した。
- 一、通行の字体を使用した。
- 一、改行は原本通りとした。
- 一、虫損あるいは切断等により本紙自体が欠落して不読の箇所は□で示した。
- 一、本稿の作業分担は、湯谷が翻刻原稿を作成して廣森がこれを補正し、不明不審箇所等については両者で検討を重ねて成稿した。解題は湯谷が執筆した。

【翻刻】

隆公与余同濃人也。其郷相隣、前時同出遊京師、隆公従大舍上人、余従頼翁、即学焉。時々携瓢酒、肩茶籠従二翁之遊也。二翁既已逝矣。隆公併二翁及某等書翰为一卷、請余一語、蓋以二翁贈家兄士錦書中傍及余事也。今觀読而思之事如

昨日。屈指一在十年之前、

一在二十年之前也。而士

錦亦去秋逝矣。嗚呼、余

輩安得不老焉也。隆

公、人之居世夢乎真乎、

如何見之也。然余欲此夢

之長不覺也。追懷往時

題一語於卷首、亦唯是

夢中之嚙語耳。隆

公笑而置之可也。

甲寅後七月

太乙老人併書。

【広1】

冷気増候処、弥御清勝

奉珍重候。老拙も此節

御殿講（易行品）相勤候。来月五日得

滿了、直二引続、御式文

被仰付、多忙ニ存候。然者、

御願候義、

懷中小刀

（ウスキ手軽き品、

先年鉄屋松兵衛力

惠候品申候。先達而

人ニ被取候間、今一ツ

ほしく候)

御小刀

〈手箱ニ入候。此も

室入也。

此も松兵衛より被惠候

通り)

右御聞合、早々御答

可被下候。代物ハ御聞可

被下候。近作、

題竹山詩卷

勝地会諸彦、清遊

成昔時、声容猶

在座、読尽竹翁詩。

題蘭

晩節香愈送、

繁霜色不侵、

□院人株後、

誰念見山心。

御わらひ可被下候。

御序ニ藤城翁ニ

御転見可被下候。余ハ

省之候。以上。

九月尽

封 十月廿日夜筆(別筆)

関正慶寺

隆蔵様 雲華院

用事

托商嶺

【広2】

二月十二日之貴状、

此節薰披申候。時下

漸寒弥御清勝奉珍

重候。老拙事も正三より

考妣遠忌ニ付、帰

国候。越年とも存候処、

帰京候様ニ申参、無

抛、先月御忌前ニ帰

京申候。御状も拝見申候。さて

乾柿十頭被下忝存候。

此節開緘申候処、味

一向ニ不変、勿論、腐

乱之状無之、妙味御座候。

好品々給候。別賞玩

申候。尚又御作も妙御座候。

六ヶ敷事を、よく八云

とり被成候と存候。拙作ハ

画欲無余白、蘭

芳竹自萋、塗鴉

人莫咲、恐被俗

僧題者、近日ニ作申候。

令弟御上京ニて、一寸者

於御堂ニ得貴顔候。

余者省之候。以上。

後十一月六日 雲華院

隆藏様

【広3】

薰披、春寒漸退候処、

弥御清勝奉珍重候。実ニ

昨秋ハ過期日申候。御世話ニ

相成申候。併旅中解悶

忝存候。いろく御深志被下

嬉しく存候。藤城翁よりも

此節者書状参候。時々拝候。

御礼申候。さて令弟事、

兼々御頼、入門ニ被遣、

委細畏候。為指御世話も

難成候へとも、因縁事と

存候間、御辞退不申候。夫ニ付

重寿乾柿忝存候。

何分出精候様ニ有之度候。拙も

当年之動静未決候。

余者期後喜候。以上。

二月十二日 大含

隆藏芳柄

早春ニ竹田・小石と

探梅之時之作

尋梅何処去、散步

避蹄輪、嶺雪猶残臘、

林芳催首春、烹茶

溪有水、置酒地無

塵、酔後帰城路、慙懃

問野人と申様之事ニ候。

隆藏様 雲華院

御返事

〔詩稿〕

弔亀南冥翁墓。

白髮書童字、寒

山碧石余、憶昨過
嶺路、行尋坦水
庵。

拜翁無答石、彷彿
皇弔九泉、豪談
猶在耳、二十四年
前。

願弔先生去、新
鮮累々墳、兒孫
同地下、孝友定
修文。

【広4】

廿三夜御認出候御状、
昨日入手拝見。漸寒成候。
弥御清勝奉珍重候。老拙
無恙過渡申候。御安慰可
被下候。さて、岐川之名産
小鮮一箱被恵、久々にて
味申候。偏忝奉謝候。御作御
見せ被下、一一面白事二候。拙作
一二書付入覚候。実二夏
頃之御指添安心申候。忝存候。

九月御立柱ニハ御上京とも
存し居候。先者御返書。
早々以上。

十月小春日、大舎
隆蔵様

尚々、鉄匠松兵衛氏より
被懸心頭、缺御送恵、
深志忝存候。此も弥御無為
之状珍重、久々逢不申候。
業余風流被樂候よし、
尚よろしく、一札御頼申候。
御上京ならハ、よられ候様ニ、
御申添可被下候。以上。

十月小春日 雲華
隆蔵様

【広5】

尚々産物被下忝候。家人も悦申候。
よろしく御礼申出候。
五月廿一日之御状、相達
薫披候。弥御多福珍
重存候。然者、越後行
御談合出来申候。随従

被成候状、委細御申

越致安心候。しかし

御苦勞二候。尤高山

行ハやめ申候。京都より

直ニ北国通り、越後へ

参申候。出立ハ七月十日前

後ニ相成申候。多クハ十一二日頃

ニて相成候。其積ニて、御出

京可被成候。道と申せハ、鳥井本ニて

出会より外無之候。

されとも其外之事ニてハ

間遠候。貴君必京へ御

出可被成候。尚又、荷物など

入組ニ而不便宜ニ候。荷

物ハ決し省略被成候。此

方より三四人御迎候。荷

も山高ク申候。拙か荷ともニ

本馬一疋ニ候。其覚悟ニて

荷物留意可被成候。此段申

入候。早々以上。

六月九日 雲華院

隆藏様

【広6】

今朝一書指出候処、前剋

御納戸衆より来状候。越後迄

弥御坊御差向、法話之義、彼地

差支ニ付、八月五日より始候筈之処、

延引、八月二十日より相始候様ニ

相成候。此段、

御聞濟ニ相成候間、右之段、承知候

様ニとの事ニ候。左候へハ、八月朔日

二日頃ニ立申候。北国通ニ申候間、七月

廿七八日頃迄ニ京都へ被着候覚

悟ニて御上京被成候。夏末早々よりハ

ちと涼しく相成、途中も快氣と、

却而幸ニ候。此段御知らせ申候。御荷物

之義ハ、今朝之書状ニ申入候。手輕

可被成候。手前荷物共々本馬一疋

ニ候事ニ候。左様御心得被存候。以上。

六月九日

雲華院

隆藏様

【広7】

久々御無音申過候。剩暑

弥御清勝奉珍重候。老拙も

先般名府へ参行候。此節、

大垣ニ居候。実ニ名府滞留中ハ、

被托隆藏子、賀詩被送申候。

殊ニ令弟画上一御題候。

一入忝存候。初被申候も直ニ上物

御たのしみ候。又々申候。此も

直ニ上装、旅中大ニ楽申候。忝存候。

さて、頼家未亡人へ御送之品、

帰京後、直々相届可申候。此も

一家無事ニ被居候様子ニ候。

近来詩も一向ニ出来不申候。

此間、上一色とか申処ニて、

洲渚舍舟登道場、時来

松石覚風涼、開園試

記近明月、満目秋晴

餅餌香。

御叱正可被下候。洲渚ハ涅槃

経之説、仏果之事ニ候。洲渚

ニハアラス。早々以上。

八月廿七日。名府ニて太乙翁へ

両三回、逢話旧候。

来月ハ山陽忌月

催式急申候。

藤城詞兄

大含

従大垣行処

【広8】

去年浪花より上候一書之御返事、両回、一ハ

達自山陽、一ハ達自最善寺式部承候。

ご入念之事ニ候。懐中曆重宝申候。肉食僧之

称ハいよく妙といふ事ニ候。拙も尚夏ハ俄ニ

本山用被申付、講釈相勤申候。日々饒舌、しかし

大ニ疲申候。御推量可被下候。詩もいよく出来

不申候。山陽も参られず候。しかし一昨日ハ一寸参

申候。無事ニ被居候。先日ハ米庵上京申候。ちと面白御座候キ。

拙も秋ニ帰国申度候得者、備後ニ舟をよせ申度ものニ

存居候。頻ニ拝面申度候。さて詩ハ

一盆磁斗托精神、思是風姿不惹

塵、勁竹幽崑唯我友、李嬌桃艶

任他春。題蘭。

観荷古寺正清晨、池上青苔緑

作茵、大葉蔵花々不見、水中紅影

浴佳人。東寺観荷。

僧房借笠雨軽々、旧酒家楼眼

忽明、未举一杯先喚枕、午雞時

隔竹林□。朱雀酒樓。

山河相宅竟賓天、虎踞龍蟠

間二壑、拝跪園陵一坏土、平安

功德万斯年。桓武天王陵。

普天無地定行宮、海上旗旗觀

白紅、二十余年春夢短、説来猶向

四絃中。聽平語。

此たけ書付候。御雌黄可被下候。ちと御作

拝見卜奉候。御侍史ニ御意させ、一二首、

御見せ可被下候。余者再拝頓首。

五月十四日、講釈前、大含

菅先生、侍史

【広9】

啓上、寒之候、弥御嘉祥、

御状奉杳祝候。陳者、此節

久太郎殿より御書状被下、

先生御伝書之趣、千万

忝奉存候。先年御訪申

候節者、御東行御留守

ニて不接高説、遺憾

義に、今日、野詩二首

奉寄候。御咲許可

被下候。外ニ野稿相認

上申候。御隙ニ御評語

奉希御座候。尚又、拙家

の蔵、楓橋琴と申

古琴詩持申候。委細者

拙作ニて御承知可被下候。

何分一首御寄題

被下候様ニ奉希候。野詩

此外録呈仕度候へく候。

此節、野僧、小癩ニて手指

不如意、少々上候。尚期

他日候。余不贅。勿々

頓首拜。

十二月十七日 大含

茶山老先生

侍史

【註】

- 1 「雲華上人と中津の文人―付中津市所蔵雲華自筆資料二種―」『学芸の諸相Ⅰ』（中津市教育委員会、平成二八年）、「手紙より見たる雲華上人の生活と思想―雲華書簡全五十通の翻刻と解題―」『寺社と民衆』一三（二〇一七年三月）、「手紙より見たる雲華上人と小石元瑞の交流―究理堂所蔵「雲華師俗牘」の解題と翻刻―」『同朋佛教』Ⅱ（二〇一九年七月）。
- 2 『上首寮日記Ⅱ』（昭和六三年、大谷大学真宗総合研究所）一三一頁。
- 3 天保三年の雲華及び田能村竹田の動向については、拙稿「雲華上人との交流と田能村竹田の画業」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』四九（二〇一五年八月）参照。
- 4 『半雲隨筆』全十二冊は、雲華の「縁族」であったという「池畔蒼松堂」の「半雲神戸■啓」が記した記録類で、その第三冊から第六冊までの計四冊は、「雲華起草」と題して文政元年から天保十三年あたりまでの雲華の漢詩をほぼ編年で書写している。従来全く雲華研究に使用されてこなかった本資料は、今後の雲華漢詩の校訂作業に必須である。ちなみに第一冊と第二冊は、雲華逝去二年後の嘉永五年（一八五二）に雲華が所蔵した古玩・古書画・古仏具、そして名号等を半雲が白描で描いたもので、いわば雲華の收藏品図録である。その中から、頼山陽と直接関係する器物については、頼山陽記念文化財団発行の『雲か山か』一〇三号より連続して取り上げ紹介した（拙稿「雲華上人の古玩帖」）。
- 5 前掲注1の拙稿「雲華上人と中津の文人―付中津市所蔵雲華自筆資料二種―」参照。
- 6 前掲注1の拙稿「手紙より見たる雲華上人と小石元瑞の交流―究理堂所蔵「雲華師俗牘」の解題と翻刻―」で紹介した雲華書簡【8】を参照。
- 7 村瀬藤城・秋水兄弟については、美濃市の郷土史家で『美濃市史』も編纂された市原三三氏著『村瀬藤城と秋水』（昭和四四年、美濃市教育委員会）、「村瀬藤城の生涯」（平成四年、美濃市）を参照。
- 8 村瀬太乙については、向井桑人（亀井京一）氏著『詩書画の三絶村瀬太乙―作品・詩鈔―』（昭和五六年、愛知県郷土資料刊行会）、「村瀬太乙その生涯と作品」（昭和六二年、温故書院）を参照。
- 9 文政元年の菅茶山の動向については、富士川英郎氏『菅茶山』下（一九九〇年、福武書店）三七四頁以下を参照。
- 10 拙稿「雲華上人の古玩帖（その13）―雲華の居室「鴻雪処記」―」『雲か山か』一一五（頼山陽記念文化財団、二〇二〇年四月）参照。

執 筆 者

石川 良枝	広島県立文書館文書等整理従事員
石橋健太郎	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任
岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸	広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
湯谷 祐三	愛知県立大学非常勤講師
廣森美枝子	小牧市古文書調査会会員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員

広 島 県 立 歴 史 博 物 館 研 究 紀 要 第 24 号

BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.24

発 行 日 令和 3 年 9 月 30 日

編集・発行 広島県立歴史博物館
Hiroshima Prefectural Museum of History
〒720-0067 広島県福山市西町 2-4-1
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture
720-0067, Japan
Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印 刷 株式会社カオス

